

和福障第 991号
令和2年6月18日
(2020年)

各指定就労移行支援事業所
各指定就労継続支援事業所（A型、B型）
各指定生活介護事業所
各指定自立訓練事業所
各指定計画相談支援事業所

管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅でのサービス利用の取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

各事業所の皆様には、令和2年4月9日付和福障第89号通知をはじめとする本市からの新型コロナウイルスへの対応に関する通知の発出以降、在宅でのサービス利用の支援を含め、感染拡大に最大限留意した上での継続的なサービス提供に努めていただいているところと存じます。

緊急事態宣言が解除され、今後、「新しい生活様式」の実践が求められている一方、在宅でのサービスの提供期間が長期に及んでいることで、利用者やその家族の生活リズムの乱れや精神的負担の増大が見え始める時期であることから、各事業所の判断において、在宅から通常のサービス提供への切替えを検討していただいているかと存じます。

つきましては、改めて、以下の点を周知させていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 通所サービスへの切替えにあたっては、「3つの密」（密閉・密集・密接）を避け、手洗い・マスクの着用を励行し、引き続き感染予防に努めてください。
- 2 在宅利用を終了する場合には、本来の通所支援の内容に即した個別支援計画に変更した上で、別に定める報告書を障害者支援課に速やかに提出してください。
- 3 新型コロナウイルスについては、いまだ予断を許さない状況にあり、通常サービスへの切替えに不安を感じる利用者もいると思われます。各事業所において、利用者一人ひとりのアセスメントを行った結果、引き続き在宅利用の継続が必要な利用者に対しては、本市における新型コロナウイルスに伴う臨時的取扱いの適用を継続してください。

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

(TEL) 073-435-1060

事業所指定担当（瀧、北尾、西中）